

【表紙】

【提出書類】 変更報告書 No.67

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 エフイッシモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディー (Effissimo Capital Management Pte Ltd) 取締役 高坂卓志 (Director)

【住所又は本店所在地】 260 オーチャードロード #12-06 ザヒーレン シンガポール 238855 (260 Orchard Road #12-06 The Heeren Singapore 238855)

【報告義務発生日】 平成30年3月26日

【提出日】 平成30年3月30日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 担保契約等重要な契約に関する変更

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	川崎汽船株式会社
証券コード	9107
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京・名古屋・福岡

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	エフィッシモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディー
住所又は本店所在地	260 オーチャードロード #12-06 ザヒーレン シンガポール 238855 (260 Orchard Road #12-06 The Heeren Singapore 238855)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成18年6月19日
代表者氏名	高坂 卓志
代表者役職	取締役 (Director)
事業内容	投資顧問業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	高坂 卓志
電話番号	65 6733 0309

(2)【保有目的】

純投資（ただし、うち36,098,300株については投資一任契約に基づく顧客資産運用のため）

(3)【重要提案行為等】

--

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	100		36,098,300
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 100	P	Q 36,098,300
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		36,098,400
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成30年3月26日現在)	V	93,938,229
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		38.43
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		38.43

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

<p>株券の消費寄託又は消費貸借により、一任運用にかかる株券等を、メリルリンチ・インターナショナルに対して1,162,479株の貸出</p> <p>株券等消費貸借契約により、一任運用にかかる株券等を、立花証券に対して2,600,000株の貸出</p> <p>質権設定契約により、一任運用にかかる株券等のうち15,297,100株につき、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーに対して質権設定</p>

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	107
借入金額計(X)(千円)	0
その他金額計(Y)(千円)	86,334,239
上記(Y)の内訳	顧客資金
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	86,334,346

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地